



旭川市環境基本計画

【第2次計画・改訂版】

(第3版)

令和6年3月

旭川市



はじめに



旭川市は、雄大な大雪山に抱かれ、その山々を源流とした石狩川と多くの支流が合流する上川盆地のほぼ中央に位置した自然豊かな都市です。

また、農業や製造業、木工・機械金属などのものづくり産業が集積しているほか、交通基盤の整備によって流通、医療、福祉、教育、文化などの都市機能が発達し、北北海道の拠点都市として発展を遂げてきました。しかし、都市化の進展は生活の利便性を向上させる一方で、大気汚染やごみ問題、オゾン層破壊など環境に関わる様々な課題も生じました。

本市では、このような課題に対策を講じ、豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、平成10年（1998年）3月に「旭川市環境基本条例」を制定し、また、平成12年（2000年）2月には、条例に基づいた施策を計画的に進めるため「旭川市環境基本計画」を策定しました。

近年では世界各地で、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの自然災害や、気候変動による農作物被害などが発生し、カーボンニュートラルの重要性が認識されています。

本市においても令和3年（2021年）10月に、2050年までに地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ旭川」を表明し、「世界に貢献するサステナブルデザイン都市 旭川」の実現に向けて取り組んでいます。

そのほか、ヒグマをはじめとした野生生物の対策や資源循環の促進など、社会情勢の変化や新たな課題に対処し、『環境にやさしいまち あさひかわ』を目指すため、この度「旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】（第3版）」を発行しました。

本計画の見直しに当たり、旭川市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、計画の推進には、市民・事業者・市が一体となった取組が大きな原動力となりますことから、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

旭川市長 今津 寛介

【目 次】

第1章 計画改訂の基本的事項

1	計画見直しの趣旨と背景	1
2	計画の位置付けと性格	2
3	この計画で対象とする環境の範囲	3
4	計画の期間	3
5	計画の構成及び見直しの方向性	4
6	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	4

第2章 環境の保全と創造に関する目標

1	環境の将来像	5
2	環境目標	6
3	施策体系	7

第3章 環境の保全と創造に関する施策

1	循環型社会の形成 —物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を 実現するまち—	8
	（1）ごみの減量・資源化の推進	
	（2）安全・適正なごみ処理の推進	
	（3）バイオマスの利活用の推進	
2	地球環境の保全 —市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち—	11
	（1）地球温暖化対策の推進	
	（2）その他の取組	
3	自然環境の保全 —豊かな水や緑とともに生きるまち—	14
	（1）豊かな緑の保全	
	（2）自然とのふれあいの推進	
	（3）生物多様性の保全	
	（4）地域固有の自然資源の保全・活用	
4	都市環境の形成 —身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち—	17
	（1）身近な緑や水辺の保全・創造	
	（2）環境美化の推進	
	（3）環境にやさしい都市の創造	

5	生活環境の保全 —良好な大気，水，土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち— … 20	
	（1）大気，水など生活環境の保全	
6	環境に配慮する人の育成 —環境に配慮し行動する人をつくるまち— …………… 23	
	（1）環境の保全と創造に向けた参加・行動	

第4章 配慮指針

1	市民の配慮事項…………… 25
2	事業者の配慮事項…………… 26
3	市の配慮事項…………… 28

第5章 計画の推進体制と進行管理

1	計画の推進体制…………… 29
2	計画の進行管理…………… 29
3	市民意見の反映…………… 29
4	計画の見直し…………… 29

資料編

1	計画の見直しの経過…………… 30
2	計画の変遷…………… 32
3	用語解説…………… 33

コラム

・	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」…………… 5
・	「海洋ごみ」について ～海のない旭川でできること～ …………… 10